

別表

第2条 4 加盟店になれない事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教若しくは政治団体と関わる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 入札参加停止又は入札参加除外の措置等を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、又は実質的に経営に関与している団体その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (5) 「地域振興券を使用することができない取引」の項に規定する取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特定事業者とすることが不適当と認める者

第5条 地域振興券を使用することができない取引

- (1) 出資に係る支払
- (2) 公租公課に係る支払
- (3) 社会保険料に係る支払
- (4) 生命保険、火災保険、自動車保険等の保険料に係る支払
- (5) 振込代金、振込手数料等の支払
- (6) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット回線料金、日本放送協会の受信料等の支払
- (7) 商品券、ビール券、図書券その他の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条に規定する前払式支払手段、有価証券、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
- (8) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (10) 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券、自動車競争法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券及び小型自動車競争法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券の購入
- (11) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- (12) 金融機関への預入れ
- (13) 特定の政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (14) 前各号に掲げるもののほか、地域振興券の利用の対象として市長が不適当と認めるものに係る支払等